

	全国障害者スポーツ大会競技規則改正
H 2 6 年 度 改 正	第1部 陸上競技 第2条 競走競技 12.車いすで100m以上の競走種目に出場する競技者は、ヘルメットを着用して競技しなければならない。



埼玉県障害者スポーツ大会での対応	
平成29年度大会から適用する ☆ <u>競技用車いす</u> で100m以上の競走種目に出場する競技者は、 <u>ヘルメットを着用</u> して競技しなければならない。	
日常生活用車いすで出場する競技者は、 <u>極力ヘルメットを着用</u> して出場すること。	
注1)ヘルメットは選手が準備すること。	
注2)全国障害者スポーツ大会に出場する際は、ヘルメットの着用が義務付けられています。	

※ヘルメットの規格等指定はありませんが、自転車用ヘルメットの着用が望ましいです。

H 2 8 年 度 改 正	第1部 陸上競技 第2条 競走競技 1. スタートについては次のようにする 一般の陸上競技の規則を適用する。スタートコールは「イングリッシュコール」へ、不正スタート(フライング)は1回目で失格とする。
	第2条 競走競技 50m音響走でのコーラーの導入について 現在、競技役員による音源出しとなっているが、選手団役員の中からも「コーラー」を選出し音源を出すことができる。
	第4条 跳躍競技 立幅跳での声、音源による援助の廃止
	投擲競技での種目の選択 ジャベリックスローとソフトボール投は、区分8を除き、双方にエントリーはできない。
	■障がい区分名の変更 卓球 肢体2区分番号7「頸髄損傷」を「第8頸髄まで残存」に訂正



<u>平成28年度から適用</u>	
☆従来のコール ⇒ イングリッシュコール	
「位置について」	「On your marks」
「用意」	「Set」 ※短距離走の場合
<u>平成28年度から導入</u>	
申込書において、競技役員または許可された者(介助者)による音源出しのどちらかを選択することとする。	
ただし、音源は主催者が準備するものを使用する。	
<u>平成28年度から適用</u>	
<u>平成28年度から適用</u>	
<u>平成28年度から変更</u>	

